

6月28日

北海道知事 高橋 はるみ 様

(社)北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

雨竜川のイトウをみんなで考える会

会長 浅川 勉

石狩川水系雨竜川河川整備計画についての再要望書

私たちは、5月9日付けの要望書において、朱鞠内湖下流の雨竜川（朱鞠内湖から鷹泊ダムまでの間の雨竜川）におけるイトウの生息状況およびイトウの再生産に関する調査の実施と、イトウの生息が確認された場合のイトウの保全について要望致しました。5月23日付けで北海道建設部土木局河川課から回答をいただきましたが、私たちの要望にはほとんど触れていない内容と判断しました。そこで、改めて要望書を提出致します。北海道における絶滅危機種のイトウを保全するという視点から、可能な限り詳細な資料によってご説明をいただきたいと存じます。

なお、ご回答は、7月20日までに、北海道自然保護協会（〒060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目、加森ビル6F、Tel&FAX：011-251-5465）宛に、文書と資料によっていただけますよう、宜しく申し上げます。

記

1. 雨竜川の朱鞠内湖下流域の河川整備にかかわる北海道の対応

5月23日付けの回答では、「雨竜川河川整備計画案で示されている環境保全措置等の着実な実施を要請する旨の留意事項を付した上で、異議がないものとして北海道開発局に回答したところ」です。北海道と致しましては、今後河川整備計画に基づき、北海道開発局において適切な調査や河川整備が行われるものと認識しておりますが、今回いただいた要望についても、その主旨を国に伝えて参りたい」と述べられています。この回答を見る限り北海道は、イトウに関する調査およびその保全を北海道開発局が実施することと認識し、北海道としてはこれらのことを開発局へ伝えるということであり、北海道自身で何かを実施することはない、と受け止められます。しかし、私たちの質問に対する北海道開発局からの回答には、「北海道開発局および北海道が実施した環境調査成果等から、雨竜第一ダム直下でイトウが確認されている」と明記されています。自ら北海道レッドリストの絶滅危機種に選定したイトウを環境調査で確認したのであれば、当然北海道としてイトウを保全すべき責務を有すると理解します。それなのに、いただいた回答の内容は、

「北海道開発局が適切な調査や河川整備を行うと認識している」というもので、北海道がイトウの保全に対して役割を果たすことが見えてきません。しかし、北海道はすでに「北海道の川づくり基本計画」（北海道土木部）を策定していて、その中では、生きものが生息しやすい環境を確保するために、多様な流れをつくる、河道の連続性を確保する、自然に近い河岸をつくる、という方策を定めています。北海道開発局からの回答に「イトウが確認された地点は北海道管理区間である」と明記している通り、イトウが確認された朱鞠内湖下流を含む雨竜川の新雨煙別橋付近より上流は北海道の管理区間であります。

以上のことから、北海道の管理区間である、雨竜川の朱鞠内湖下流域の河川整備については北海道が責任を有していると考えられますが、このことについて北海道としての見解と認識についてご説明をお願い致します。

2. 北海道によるイトウを含む環境調査

北海道は環境調査をどのような形で実施しているかについて、可能な限り詳細な資料でご説明をお願い致します。

3. 北海道の管理区間におけるイトウの生態学的調査と保全について

北海道開発局からの回答によれば、雨竜第一ダム直下においてイトウを確認しています。この水域は北海道の管理区間であることも述べられています。イトウは、北海道レッドリストでは絶滅危機種（絶滅の危険に直面している種）に選定されているので、当然北海道としてイトウを保全すべき責務を有すると理解致します。私たちはすでに、イトウの調査と保全について要望したところではありますが、北海道からの回答ではこのことについて触れていません。北海道の管理区間である、朱鞠内湖下流域のイトウの生態学的調査実施と保全策についての私たちの要望に対する回答をお願い致します。

4. 北海道の管理区間における河川工事について

私たちが現場を見た限りでは、新雨煙別橋から政和地区においてすでに工事が完了し、さらに現在は新富地区において河川工事が実施されています。担当は札幌土木現業所です。これらの河川工事について、以下の質問をさせていただきます。

- 4.1 北海道として札幌土木現業所の雨竜川の工事について、どのような河川整備計画に基づいて実施されたのか、また工事の目的と具体的工事内容について、ご説明をお願い致します。
- 4.2 北海道の管理区間である石狩川水系雨竜川新雨煙別橋から新富地区までの札幌土木現業所が発注した、河川工事が完了している区間と、現在行なわれている区間について、この工事が行なわれる前に、1997年に制定された環境影響評価法に定められている法令に基づき、環境アセスメントの実施と委員会の設置、工事についての説明会が行なわれたかを、出来る限り詳細な資料を基にご説明をお願いいたします。
- 4.3 札幌土木現業所が発注した、北海道の管理区間である石狩川水系雨竜川新雨煙別橋から新富地区までの河川工事が完了している区間と、現在行なわれている区間について、魚類の環境保護・保全の対策をどのように実施したのか、出来る限り詳細な資料を基にご説明をお願いいたします。
- 4.4 雨竜川河川整備計画における北海道と国との連携について、北海道としてどのように考えて、実施していくのかご説明をお願いいたします。

以上